

東京都主任介護支援専門員研修事業における杉並区事務処理要領

平成 21 年 5 月 1 日

21 杉並第 6786 号

(目的)

第1条 この要領は、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱に基づき、その事業目的及び対象要件に沿って、研修対象者を東京都へ推薦するための推薦基準を定めることを目的とする。

(推薦の方針)

第2条 区が主任介護支援専門員研修に推薦するにあたっては、研修修了後、地域の中核となって活躍しうる高い能力及び意欲があると判断される者とする。

また、研修修了者は、主任介護支援専門員として、質の高いサービスの提供に努めるとともに、当該事業所だけでなく地域の保健・医療・福祉サービスの連携促進及び地域の介護支援専門員への指導や相談支援活動を通し、地域のケアマネジメント向上に貢献していくものとし、区の推薦にあたっては、実績からそれが確実に見込まれる者を対象とする。

(推薦基準)

第3条 東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱の区市町村推薦要件で指定する「質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者のうち、区が特に推薦をする者」とは、この要領において下記の(1)及び(2)の全てに該当する者とする。

なお、下記の(2)の(エ)のbからdについて、研修受講希望者の所属する事業所及び同一法人のみを対象とした活動については除く。

(1) 所属事業所の要件

(ア) 事業所の实地調査(都、区の実施指導等)の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。

(イ) 集団指導に参加していること。

(2) 受講希望者本人の要件

(ア) 杉並区内での実務経験が1年以上あること。

(イ) 杉並区、地域包括支援センター(ケア24)等が主催する研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域連携会議等に積極的に出席、参加していること。

(ウ) 当該研修修了後、最低1年間は、引き続き杉並区内で働く予定があること。

(エ) 杉並区内で以下のいずれかの実績があること。

(a) ケア24及び関係機関と連携し、虐待などの困難事例等のケアマネジメントを担当したことがある。

(b) 介護支援専門員を対象とした研修において、講師を務めた経験があるか、又は現に講師を務めていること。

(c) 事例検討会等において積極的に参加し、自身のケアプランも提出していること。

(d) 事例検討会等において、ケアプランの指導等に携わった経験があるか、又は現にケアプラン指導等に携わっていること。

(申込時に必要な書類)

第4条 申込みにあたっては、東京都の指定する申込書類に加え、「東京都主任介護支援専門員研修受講者杉並区推薦要件申告書(別紙1)」及び「受講生推薦依頼書及び同意書(別紙2)」を添付するものとする。なお、第3条(2)の(エ)の(b)に該当する場合は、それを証明できる書類を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 26 日杉並第 11737 号)

この要領は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。